

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙-3を次のとおり改める。

別紙3中、1.(2)④イのうち、

「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)」に改める。

別紙3中、1.(2)⑥イのうち、

「休日、1月2日及び1月3日(ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99条)第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、東日本高速道路会社が別に定める日を除く。)」を「休日(ただし、ハに掲げる日を除く。)」に改める。

別紙3中1.(2)⑥ロの次に次のとおり加える。

ハ 適用除外日

次に掲げる日には、本割引を適用しない。

(イ) 交通混雑期の交通の分散を目的として、次に掲げる休日を含む東日本高速道路株式会社が別に定める日

イ) 3日以上連続する休日

ロ) 12月29日から翌年1月3日までの間の休日

ハ) 祝日法第2条に定める昭和の日からこどもの日までの間の休日

ニ) 祝日法第2条に定める山の日から8月15日までの間の休日

ホ) 祝日法第2条に定める敬老の日

(ロ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99条)第1条第16号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、東日本高速道路株式会社が別に定める日

別紙3中、1.(2)⑩イのうち、

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第16号」に改める。

別紙3中、別添3のうち、

「

「

| | |
|----|------|
| 本宮 | 二本松 |
| | 12.9 |

」を

| | | |
|----|------|------|
| 本宮 | 大玉 | 二本松 |
| | スマート | 6.6 |
| | 6.3 | 12.9 |

」に、

「麻生」を「潮来行方」に、「北浦」を「行方」に、

「大積スマート」を「長岡西大積スマート」に改める。